（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の申請）

第十一条　法第四十九条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第五による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定の申請）

第十一条　法第四十九条第一項の規定により法第七条第七項、第八項又は第十一項（第一号に掲げる部分に限る。）に規定する事業に係る認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定を受けようとする認定特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第五による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

附　則

この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

告　示

○総務省告示第一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第四十項第一号の規定により納付受託者の指定を取り消したので、同条第四十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年一月四日

総務大臣　野田　聖子

一　取り消した者

株式会社スリーエフ

二　取消年月日

平成三十年一月一日

○法務省告示第一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成三十年一月四日

法務大臣　上川　陽子

名古屋法務局所属　田近　年則

広島法務局所属　古賀　輝郎

那覇地方法務局所属　大澤　晃

仙台法務局所属　佐河　昭夫

○外務省告示第一号

ベナン共和国政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を平成二十九年十一月二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年十二月二日にベナン共和国について効力を生じた。

（平成二十九年十一月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉

○外務省告示第二号

平成二十九年十二月十九日にニューデリー（インド）で、災害用緊急時移動通信網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　災害用緊急時移動通信網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億七千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年四月三十日

4　署名者

日　本　側　平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄）

ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成三十年一月四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉

○文部科学省告示第一号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき指定した指定試験機関の住所が平成三十年一月一日付けをもって変更されたので、昭和五十九年科学技術庁告示第一号（技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月四日

文部科学大臣　林　　芳正

第一号中「東京都港区芝公園三丁目五番八号」を「東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号」に改める。

○文部科学省告示第二号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四十条第一項の規定に基づき指定した指定登録機関の住所が平成三十年一月一日付けをもって変更されたので、昭和五十九年科学技術庁告示第二号（技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月四日

文部科学大臣　林　　芳正

第一号中「東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号」を「東京都港区芝公園三丁目五番八号」に改める。

○農林水産省告示第一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市小呂町字宮ノ入一五の一、一五の二、一五の四から一五の六まで、字下屋下四一の一の九、四一の一の一三、四一の一の一四、四一の二、四一の三、四一の七、四八の一、五〇の一、字上屋下二一、二六、二七、四四の一、四四の二、五〇の一から五〇の三まで、五一の一から五一の三まで、字長平一九の四、一九の八、一九の九、字広見二四の一・二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三、一四、一六から一八まで、二三の一、二三の二、字山ノ田一二の一から一二の三まで、字三山口五の一から五の四まで、八、九、一〇の一から一〇の五まで、一四の一、字大日山二六の一、二八の一、三〇の三、三〇の六、三二、三二の一、字折バ八の一〇・八の一三から八の一五まで・八の二三・八の三一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二の一から二の四まで、四、五、八の二〇、八の二七から八の三〇まで、四三、字長田一八の一から一八の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五、字三乃己田八（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ根六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）